

# 令和8年度辰野町受注希望型競争入札に係る 町内に支店又は営業所を有する者の入札参加資格 申請について（一定要件を有する支店の認定）

令和8年度辰野町受注希望型競争入札に係る一定要件を有する支店の認定について、認定（新規・継続）を希望する者は、下記のとおり資格審査を行いますので、認定基準等を確認のうえ申請書を提出してください。

## 1. 認定基準等

### ①認定する業種

土木一式、建築一式、管工事、水道施設工事、ほ装工事

### ②認定基準

- ・ 辰野町内に有する事業所が建設業法第3条1項の許可申請に記載されている事業所であること。（技術者が配置されている事業所であること。）
  - ・ 辰野町内に支店・営業所を開設して10年以上経過していること。
  - ・ 固有の事務所を町内に占有しており、その事業所に恒常的に雇用している社員を常時3名以上配置している事業所であること。
- ※ 常時3名以上配置している事業所とは、法人住民税の申告において、分割基準が3名以上であること。
- ※ 『分割基準が3名以上』を確認するために、法人住民税申告書の当該箇所を閲覧させていただきます。

### ③認定基準日

令和8年3月1日

## 2. 申請

申請期間 令和8年3月2日（月） ～ 3月13日（金）まで  
（土・日・祝日等閉庁日を除く）

受付 辰野町役場 まちづくり政策課 財政係（役場庁舎2階）  
399-0493 長野県上伊那郡辰野町中央1番地  
TEL：0266-41-1111（内線：2224） FAX：0266-41-3976  
E-mail：[zaisei@town.tatsuno.lg.jp](mailto:zaisei@town.tatsuno.lg.jp)

## 3. 審査・認定について

- ・ 申請書及び添付資料の審査を行い、認定及び非認定を文書で通知します。
- ・ 認定された者は、辰野町公式ホームページに掲載します。
- ・ 認定期間は1年間とします。
- ・ 建設業法第3条1項における許可申請の内容及び配置技術者について、前年度と変更がない場合は、従業員の名簿及び雇用関係を明らかにする書類等を提出してください。

- ・事務所、社員の変更、基準を満たさなくなった場合等、内容に変更が生じた場合は速やかに届け出をしてください。

#### 4. 申請書類

##### 《新規の支店申請》

①申請書（様式1）

②添付書類

- ・事務所（建物）の登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- ・事務所写真（事務所入り口、事務所内、建物全体）  
（デジタルカメラ等による撮影可）
- ・辰野町にある事業所に勤務する社員名簿（任意様式にて、住所・氏名を記載すること）
- ・社員名簿に記載された社員を恒常的に雇用していることを証明する書類の写し（名簿に記載されている社員が、恒常的に雇用されている社員であることを証明できる書類の写しを添付してください。）
- ・専任技術者証明書の写し
- ・建設業許可書の申請した書類の写し（受領印のあるもの）

##### 《令和7年度に一定要件を有する支店として認定された者の継続申請》

①申請書（様式1）

②添付書類

- ・社員名簿に記載された社員を恒常的に雇用していることを証明する書類の写し（名簿に記載されている社員が、恒常的に雇用されている社員であることを証明できる書類の写しを添付してください。）
- ・専任技術者証明書の写し
- ・建設業許可書の申請した書類の写し（受領印のあるもの）